治平金訓

漫録

第一

八九

四

内閣文庫			
和書	類		
三四五六九	號		
二一	冊		
一九	函	八	架

186

内閣文庫		
番號	和 34569	
冊數	21（4）	
函號	190	119

共廿一

治平金訓巻八

君二　君徳一

一　権現様　竹千代様と申せし比尾張熱田の
町人思ひしといへる小鳥物まねをするを慰とせられしハ
此道智の元巷若ともに諸鳥の声を吹て感絶なり
絶りなし
竹千代様御出ありしハ珍らしき小鳥に満足ましまし

閣153

思召は一しも先此鳥ハ汝に御返しおはしませ持返りし也
との　御意有りし故町人鳥を持帰りける跡にて
何迚御返し被遊しやと御返答の所申上けるハ
仰に此鳥ハ多分己か音ハ唱申しそ人も家内有ても
のハ無分大方の智恵有きものそうやうに己か智恵有き
物ハ大将たりしものハ弄ハぬものそと仰出されけれハ何れも
乱し内々ハ黒つくしハ其連の音なき鳥之とのや識に栖
檀ハ二葉より香しく蛇ハ一寸にしても気を顕し
松ハ一寸にあれハ棟梁の性ありといふも是なりとかし
一御智恵を諸人感し奉りけると也
一権現様或時瘧病を御煩被遊被成日落葉し時分巻
ある瘧病を落し申者有と申し申上る早く呼よ
下く御前にて彼もの来り屏風の影よりして
来りそしとおもひけるのちハれそ
権現様何事を出来しと御笑被遊候時彼もの常我
九くけよいましを見ひ程に梅へ来りそとのふ阿の下へ

拙者しよ
権現様物事ニ勤しめさるゝ御生質也、此様のゆ
いましてもかりしも御驚き成ましく危難ハ一向ニ落不申
彼者ハ田舎者ニまて女童ともを手ましてむ疵を落し
ありき手段也、

一 権現様のおもりハ落さりしと之
権現様駿府ニ被成御座候而為御自由伊豆被前
ニ而 拙者彩婦を為婦一申合まて侍ふまて

拙者上意ニ而田地何程捨一申合被前ニ而御尋ニハ
六千石程棄申由中ニ継の事の由 上意之有程経
ニても何の御沙汰も無し二月本多佐渡守ニ上ハ日外
ニ而 拙者方ニて侍ふまて御指せニ而彩婦ハ其
以後御沙汰無御座候何ニ而思召上ニ而合網ニハ六千石
程田地捨ニ而由ニ而申上ニ而是ハ継の儀ニ而我か田地
の百姓とも何方へか参候ニ而思召ニ而御座候
其迄ニて而指置候

一 一とせ岩槻の御城近辺御鷹野に出御成りけるとき田
を植る女共の中に百姓交りて自分早苗取て居
けるを御出を見て田の中へ面を突入泥を付て見知
られまじき為にせぬ様に致ましと云へとも最前に御覧じて
付置かせられける者ハ出仕所へ何者ハ百姓にてハなきかり百姓
なりしハ誰ぞと云　御尋故申上て百姓なりと
申あけれハ百姓力ニ不及畏り立て泥水にて面を洗
田のあぜに棒を立其笠を掛置中に刀脇差を入て置

付置たりしを取出し指て道へ上り御前に畏り自分
に着したる浴帷子の破れたるに縄たすきの体目も当
られぬ様子なるを傍輩中見て夜も笑止なりと共
岩附を加へ来りて上の思召ハ一向存知不申に云主加小身な
れハ左右なくと初め家中の面々に知行加増とらし
其内にも前々より前の知行なりとも八人馬武
道具の嗜もならぬ故ヶ様に手作をして自分辛苦致
致せ来り不足の次第なり今の内ハ泥にまみれ賎しき業

をもしても取つゞき奉公をせよ我も人も前に苦労をして
後に出世をする様に心得なより能て早く取て此世事
と術ら見事洞くませ絵へハ色変後ハ不及申ニ此休の諸
人是を影り名洞を流し示業移り多之

一 権現様ハ年寄らせられ而ハ往更の事ハ年若にハ
能芸拙ハ若きよりかまてゝも御馬ありきこの稀なりと
かしの所まて八御馬よりかりさせられハ御歩行芸拙
ハとく武時ハ道有気へ芸術当ハ我おく道ありき

所にて馬よりおり候ハ大坪流の極意の一つ成事なり思し
てかりしも先きしおりふ所にて乗るに家をねりのくされ共
其身にて家習の馬ともに乗せつきハ格別只一定の馬
とのりつけし小身侍などハ際分と馬とこの度ん為る
がよきとて馬に乗りてハ家のよてと斗思召かしも以さ
ちる人なし馬の足とのり様しなハ馬よりのりして
不叶ともあるは秋よの茂ることのなるなも成ぬ様にならく
ハさんしのなる成り能々心得候へとの事

一 御いなりし

一 権現様御若年の頃より水のおよき御達者ニ而
夏中ハ岡崎近辺の川ニ御出被遊候由 其後又
手取の大谷流およき上手ニて御稽古 若殿様ニ
御游き遊させられ候よし承り候
将軍様并御子様方も皆く江戸ニて水の上れん
きん被成候
権現様より御異見有之候て常々被仰候ハ侍の
武士之猶以しおよきを不致候へハ事ニかけ候義ニ

てハ小田原さかわのりこし奥州一揆の時水戸御普
の時大雨河水まし皆く迷惑仕候よしまてハ若き召
ニ御孫なしハ不成業ニてハまゝ今頃若年の者共
何よりき致させ候へハしと被仰候 其孫共も異見用ひ申候ニ
夏中参り申候

一 太閤秀吉公或時御前ニ人をこそ入候と入ぬ事ハ織田常真
ハ茶の湯歌学鞠管絃梓上香車風流の事ハ
凡天下ニ並ぶ者なし 然とも国を治め家をとゝのへ

武道ところのしるすハ信長の切し捨られし亂の先蹤
もなし　徳川公ハ香車風流なる事ハなかりしとも
武道ところきしまふるり國を治め家ところの人武士の取
扱ひも亂我朝ハ本邦異國まても希成処しと称歎せ
られしとそ

一　太閤御世之頃二十人程し醍醐の花見の時樂舞歌
有し時
權現様御亡調法ニ見えけれハ御世の頃小性衆笑

られしハ太閤御ありけるを
家康公ハ天下藝三ツ計り中し人ての慶ふ事に非
られ一ツもまた武芸二ツなき分別三ツ上ハ今とりしまし
たり笑はれさる天下藝とも有ましとの玉ふ

一　權現様御鷹野ハ康精なとの為先きして在矢の根を於
為援又も根矢まてを人に中られ根々御威を挫さる
よし哉ハ在鷹野にて俄に遠方へ在成の時其は考遠
られし早降らし出候の亂始まりてより御前衆を走らさせ

かとの　上意まて御輿の上の戸を御ひらけ御供の衆
とかよ御ぬき御腰物へ御入候とも志かし御構ひふ
ニ被成して鞘を御させかしき志かし御供の衆皆く
に懸り候へとて　御意ニ被成候由也
一権現様駿河より始て太閤へ御逢ニ被成候ハ柳原
十左衛門ニ申候ハ是ハ危き儀ニ而ハ候是ニ被成御座候
而て我ハ長久手の時上方勢の手並能存候是ニ被成
御座候て上方勢御引受ニ成候ても是より東の方ハ

手も出させ申ましく候此度御上洛ハ無用ニ被成て
我と達し申候ハヾ其時ニ　御前ハ成程其方申通ニ
一此方存し候ハ我一つニ成し思召ハ我ホ太閤と鉾楯ニ及
ひ候ハヾ中く世の波静まり申事を可愛ハ我ハ天下の
為矢納ニ申と云事を可愛ハ天下の為と思召候夫
故太閤とハ和睦ニ被成候若大事ニ及候へハ太閤の殺ニまて
ハ為し候ハ天より御殺ニ被成候とも申候上大いつさ気
つかひ成義も有ましく候と也ニ
一御出被成候ハ猶

又云 御並候ハ若菜ニて不意ニ被[illegible]出来及生害候て
大政所の義ハ手前ハ捨不申候如何様女中事ハ早
速京へ送り届候へ是初よりの妻ニ而候（此時権現様御台所ハ太閤の御妹方之）
ニ上手前かけし人ニ候てあらく申事ヲ可愛とて
御並出て此趣ヲ挺候

一 権現様御発野ニ被為成或在所ニて此仏の前ニ
御意ニ被成候ハ当年ハ麦能出来豊年ニ可有と見へた
り手前ニて見当りあるかと云御出

権現様御意ニ被成ハ麦菜の花よりまてた之
よろハ必世の中あしく右へよ如く生する所ハ必豊年
なり菜をえんよ皆し右へよまてよりを上民百姓
の初きる仏の来きし達者之是母の食物雑
穀不食して乳汁山なる故之と知るへしまって菜菜
とて去年の菜家ニ々積置去をうけ並去民の如て
と是此菜菜来らさる時ハ定て養老之とえ
よりと御意ニ成識よ天下を志ろし石する人ハ去民の

事延具ニ候様なしても難叶事ニ御座候初の候覺躰ニ
も御拒典のことも何とも候へ今程の事之候考ニ成候と
成り凡慮の及さる義之

一 権現様濱松御在の節何若やらん御存寄ニ思入之刀
壱振候る壱書候耳ニ入し御存寄ニ候之返御沙汰ニ
成り候ハ候庭前ニ刀之刀踏成し夫より手燭ニ火
を候燃させ候番衆ニ迄候廻り御求候誰番衆ニハ何人
右様候ハ家老ハ何と申候ハと御尋ニ成候処了ニ拒

候處又候番衆の内ニ一人不足ニ付被尋候ハ何方ニ
参り候哉と候尋候へハ只今用事ニ罷越候と右番中
申ニ付尋候様ニ候　御付候へハ椽の下ニこもり居
候を引出し候詮議成しに文甲斐の勝頼の家来
ニて何年公を討奉り候様ニと申付られ三年以前
候て大将討奉らん今宵風雨の紛れニ討奉り
と候存寄ニ思入候處又御運強く遁し奉り候由申
候是ニ付閑く候官（家）候中上られ候ハ勝頼ニ頼まれ候ハ逆も

御家に仕へり斯様の仕方重罪に仰付らるゝとても
ふ足と申し上られハ　上意にハ我国三河の君甲州へ
誠し斯様の挙動ハしての役を嫉しのられん又三河の君
も不忠不義有しハ又逆の罪に行ても身にも勝頼
の家来ならハの命を請し斯様の致方もあり罪
を行て勝頼いか程か勿論し思はん甲州の者
の挙動ハ尤の事也逆罪且日御送り成甲州へ帰
されし斯様は慈悲にて　御子孫も繁昌あるへし

くとも時の老女何某語り申されしとぞ

一　天正元年卯月十二日武田信玄五十三歳にて死去在し
由浜松の御城中の風聞あり其節
権現様にハ　御前方ハ信玄死去の段識あれハ是を取れし
きよう也（其）信玄のことき弓矢を覚まハしたる大将も
古今めつらしき義なり
家康若年の時より信玄のことし弓矢を取事に庵
しと思ひし方に仰付候も多し然共信玄ハ我等か

為にハ弓矢の師道なり此節に切の御なるハ弔ひの
使者をこそ申すとも隣国名将の病死を悦ふまて
まてハなし

一 家康の名臣忠誠なれハ家中の者ゝを治め有へきなり
なりたく敵中もせよ名高き名将の死去と聞て
傷悔あるハ猛き武士のこゝろへ至上隣国に剛敵
ある時ハ武道を嗜まするなし 仮初の仕置をも
ましとも敵国の噂をきゝかりて其為のさけすみを

知るへし自他と政道にもたゝしく家法も正しく成る道
理なり畢竟味方長久に家を保つ夜又隣国に根
の剛敵なき時ハ味方の弓矢に嗜の怠りて上下
ともに前にたゆみ他をあなとり恐るゝ事なき故追日
たけきを忘れ年を追て弥先よりよはく成ものなれハ
隣国の根なる敵将の死去せらるゝハかりにも悦ぶ事
によろしからさる 仰付に付而ハ家中まても
ものまて上下ともにやらんまて隣国の死去をはま

終ニ極て悔あり但在て訴ての百姓町人ニ到りてハ
信玄在世の時やゝもすれハ三遠参州の内へ出馬せ
らるゝニ付て山入をまろに迷惑して信玄をうとみ
まてあるニ終に死去の義を大きニ悦ひあるとそ

一 駿府御在城御鷹狩ニ　出御之時道の傍ニ極老の
婦稚きものゝ手を引居よりよるを　御覧じ
まし年ゟを尋させ給ふニ是ハ遠て見えぬ者在所
のものなり救荒やまりて出火せしむの罪ニ御代
官より火の元油断の罪とありつゝ三年の者在所ニ居
住も不成御構ひ成候方へ御出へきぬ者りと云直
ニ御の沙汰上りけれハ大ニ驚き思ひ急度彼代官の元
へ彼ものと連給へ火元の沙汰ても家を焼失致し火
を出せしものあらん若出火せしむる者毎ニ追放せん
くんハ道年

一 家康も去ル度まて城中ニ出火せしむる上ハ我々も他
出へ給ひんニ付の外非法の沙汰之畢て一段還御の後て

申渡す　上意にて人を添へ送遣せらると云々

一 神君御意に愚人小人といふものは他人の悪を手本として行事をかやうにしても我はそれ程にはあらしといふて悪をいふことをはゝからぬ也賢人君子は他人の能を手本とし善事をは初より取揚り何としても古の賢人君子といはれし人にも及ばずとして慎之と仰し智恵のあるほとの人は我身を人のまさるものゝ善積む者は愚人の九川時分之

一 関白秀次生害の後細川忠興の家に罪科きへきて能きりしき子細は秀次盛時の大名馳用之しきには色々かわ金銀を貸し玉ふてあり是は人の心を取らんか為且は賄を利せんか為なりけり忠興も黄金二百枚をかりしけるはこの家金銀出納の事を司とる人急き彼金返し玉ふへし券契を出さ施しとそ申けるも忠興いかにも叶ふ施わしき此事太閤に洩聞へなは罪科にあはせらるへき嫌疑なし　いかにも施さき出

案じ煩ひ長治が集まりし識しけるに松井佐渡守
申けるハ来年ハ徳川殿の御内なる本多佐渡守正信
と親しく語らひけれハ彼に付て徳川殿を頼て参らせん
徳川殿ハさる頼母しき人にておはしませハいつそ是程
の事まじ人の家亡んとするを見捨玉ふ事ハ候まじ
とかくと申けれハ忠興我日比内府と親しくもおもひつる
事頼むに便なし去迚も彼正信と親しくなりなんにさ
識に斗ひまかせよといふ松井本多に志かりしのよしを

いふ
東照宮聞し召て佐渡松井をば主人とのけしく尋問せ
玉ひ正信して唐櫃二ツ開かせらる一ツに黄金百枚つゝと
入られたりしを黄金の箱に顕せし年月をみれば御
あり正信是を考るに廿一年の前未三河に御座有し
時よりとなり
東照宮松井に向せ玉ひ凡金銀ハ出納の司あるに
まて若人知まじく用んとするの時に吾自ら経せうれしさ

是ハ志の黄金を貯ゆる事を待て年久しく今
主家の為に多年比の志遂しけるを嬉しかれ
とて自ら是を松井に賜ふ松井大に悦ひ難有か
き御事こそいつ孫既に亡んとする家の引継へ
し此年偏に君の御恩之へ細川ヶ家のはなん限りハい
かてし此情を忘れ待るへき速に本国に申下して黄
金めし上せ償ひ待るへきよてはし申候
東照宮聞し召いやしき者の事世上にあり是聞へ御尋

古主家の禍よこそあれ吏友に扶くし人知るへ用ふ
へき料の抱出し多礼有めし償んとて能く免れ
と帰らきしかハ松井使交に悦ひ急き帰く此由を申
さんとて御前を立て出るに及り遂に忠興も来
ともし御館に参り御對面の節に正任を喚出し
東照宮に向ひ申けるハ年比忠興か家人に御申されし
しより謹み承りしハ何事のおハしまし候ひきよしにハ孫
ともに若御家に事あらん時ハ必若の御為に生も身

とも推し此度の御陣に敷し申らんまてはさり
なから忠興常に御公仕てはいんまを本意遂人事叶
ふ座らう候是より又素のことく疎くし申まじ候
とて御眼にて出ぬされは年頃忠興
東照宮を親しうら候して利長を諫争つまし旅に
利家も一向我家の事思ふ之と候忠興の申
に従はまし之

一 御前にて本多上野介申よるは松平武蔵守殿を朋に
ても褒作三左衛門よりも意入よし某公の御律儀にお
見えはべらふ　御意に武蔵守を金吾中納言によく
似たる所あり惣して武士はまちつき成といふ事にてはさま
ぬものあり佐竹か石田をかくまひし時家来ともに甲冑
させし石田か川をこえまてはつきそひ
家康来るとも寄せつけましといひし此振舞を武士

一 の冥負つよきといふものゝ生性に依怙をまもると冥負つよ
きといふ庵うら候趣し歎きても急度志あるものは味方に

もたのもしきそと御らん遊ばれ候よし

一 三河守殿ニ秀康御若き時御腫物の御煩ニ成久々御引込御
養生遊ばされ御快気ニ付御病後の為御礼御登 城なされ候との
義ニ付
権現様殊の外御機嫌能御待被遊候 御附
人共ニ当日ニ至り三河守殿御登 城有之候ニ付
権現様御待兼ニ而 右秀康卿ハ前々の通りちかく
御尋ニ成候ニ付御別条も無之御座候と申上る処ニ是の所も替

るニハあらさりしと重て御尋ニ付御是の所も常の通
ニては御座候へ共御腫物も痛なとにもや御薬をも付候ハて申上
候へハ忽御気色損し御家老中を召出され 御前ハ
三河守事久々相煩病気本復して今日登
城せしむ我等満足不過之又よろこひ候得共通り
御見をせんと思ひ候処まても申付ニ我等心ニ不叶
にて候へ對面ハ叶ましき候早々退出せよとの事
御家老中被仰渡て御託言申上候得共中々御承引不被遊

御役之由ニ而是非なし　上意の趣を秀康江ハ申上候ハ
殊の外御逆鱗ニ而拝ミしニ付ても尚強く御咎も強ニ成給ふ
なれ迄ハ其日御退出なり御旗本上下の取沙汰是の如く
以とも唯壱人も是を承るものなし三河守殿ニも
御若輩ニ成御目見の儀達而御願ニ成れ迄を
権現様ニ御咎我等とても先日の通りの御仰なりしくニ
て登　城ニ付てハ對面不相叶ニ其中ニ而へとの
上意なりあらし夫ハいつ頃なる義ニて御座候

上意とも承りにて居候　秀康江ハ御異見とも申
上度と存候ハ
権現様ニ御詫ありハいやとよ何事の異見といふ程の義
ニても無し秀康事此頃の體ニて要換して見苦し
きといふを我ニ咎め知るゝなり是より先月登
城の節要の見ぐるしき様ニと思ひ茶を付りにて不及義要乃
換したりと誤さんの為ニ付茶ハ三河守ニ不似合義也て候
男也答ハ公家の町人の事也武士ハ大身小身共ニ武道の

心をさへよりれハ容の見悪きといふるりまこしもなし
人間の顔よさ口の曲りむるもあり手足の指の旅なる
む類ひもさまのあり是皆病氣なるまハ何れも見苦
しきとてかりしも恥るに何ハ侭志かるに
家康か子に生れ三河守とて咲一方の大将たらん者か
鼻の顔の見悪きなりとて苦労にいたし張茶を致し
見ぬ棺にしあるハ沙汰の限り様よるならり甚別大将
のまきを好むるハ家中又被官まても見及候得へて仙

せさかるものなれハ假初の事まても人の上よ立身ハ大
事之と　秀康か体形こそ　家康か心よも尤と
思へハこそ見ぬ顔して心よりし對面をハ遂けさせ給ふの
ものその思ハしもさまてハ織よ對面の義を止めなさる能
三河守へ下咲とそ　御同し〳〵御對面の日限をもそ
御出候迄ハ　秀康ニも一入辱次第よそ思召御登
城有之更よ竟初之御支度よ増しなる御洗きまて御秘
蔵の御道具ハ拝領ゝ御服そ　御刀そ也

一　庚子争乱の後景勝の臣直江山城守兼続への事ニ斬罪
仰付らるへき志ありける処本多佐渡守達て言上ニ及
ひし以へとも
東照宮上意ニも戦功の儀ニハありけれとも毛利の家
臣ニ吉河宍戸吉見冷泉等あり佐竹の家老ニ梅津
渋井向井嶋津内ニ伊集院野村新納等ありけるこれら
智勇ありし今度浪人方ニ預まいらせて己々の主人ととめ
て逆心のさせたる族なりけるニ直江一人を成敗せハ右
の諸臣とも悪しく吾身の上ありと恐惧して騒動してか
くハ楯籠る処にし後ハ大乱を招き媒たる処ならん様ニ
御赦免ありて仰出されけれハ佐渡守さてもしくと感し奉り
一　則　御意の趣を申渡しけれハ直江上洛を早速
御目見次ニ本多上野介か弟乃本多對馬守か来候義
の宇喜多家臣ニ在之候へとも今度宇喜多の亡国を立上
らまいらせ對馬浪人仕りし直江か婿名跡ニ仰付らまいらせ則
直江大和とあらためさせられ養父山城をハ隠居仰させ

以て大和へ五万石山城なのこゝろし見とや申させ奉り祈けるに
と申しゝに在世大身の家老共皆へ取り直にさへ右の通り
なれハ申しても我々ハ若しう世とてこれ有し上洛の礼
申上け事

一 関ヶ原御陣以後いつの頃よりか見出ん山崎道阿弥前羽
半入なとは前より伺ひし御宗話ありしに天下を志ありし
めさるゝ御身にても何にても世に稀なる事とあそハしおかり
ましけるなりし御名も遺るへしは丈六古閣も大仏を建立

ましけと云人申上りけるに今中通大仏殿ハ末の世迄も御
思古閣の名も得あ色しされとも我ハ一分の名を残す事
と思召てハ天下の為になる事をせ工夫して後嗣
に験も外ハなし是大仏殿いくつ建立しあるよりも増
なへしと思ふと　上意ありしとぞ

一 東照宮関ヶ原御利運の後早速に永井右近大夫直勝
をもつて細川玄旨大輔藤孝入道幽斎に室町家の礼
法ととりね様も所我又左衛門と召出し将軍家の書札

を認められし　御当家御代々の制法を潤色し成されたる尤
他家の法をも用ひ給ふ節は則ち旧制の儘に定らる甲州
一　御討入ありては武田の家法を以て甲信駿に掟せられし関東
御討入ありては北条家の法令を御用ひ有故に急に調りたり
唯年貢の御取せ方なども斗を増きのみ替りたるは説
君万民々謡ふされは甲斐御入有されは信玄の士を取召出
され甲陽の秘術兵学といふ事ありし夫よりに武田家は滅
とあるし箆うつきを重るしして矢疵を蒙るとも如く

肉に鏃残りて痛むやうにこのまへつる由を咄されし信玄家
はさあらぬ免我譲本は九根のまゝ政吉へつかはし士を几に一
命を捨る者あるまじは強盗朝敵なとは不叶つける愈し当座に
疵を痛めは軍は我か利運とあるまへし強し勝む者にもそ
始終をなけしめ鏃を肉の中にとゝまるやうにても抜へし
去は我族本は箆中を継つめて篠より抜ぬ様に支度せし
とぞ　御出ありしとのや
一　大御所様茶臼山へ御為成諸大名も群集御帰りの節

一 将軍様より云金子黒袙色の御馬印為にとて
御傘当乍城の方へ向ひ嘶き出へハ敵陣へ向て嘶く
馬とまをさるゝものなりとて上意なり度當和泉守是ハ
御右筆中の者中上る様にて御機嫌よし地道一篇宗
二篇之為にて諸大名踏蹻して見物ある様子なき程ハ馬
上まて寄るとも合せ寄の夜あるまいと馬上より押へける
事なりとも是しかも今ハ馬をあやりさへ宗翁あると
上意なり和泉守御強勢なりし事と其感なり

一 今度ハ敵対の者とても闕不申之　御付騎寶其千貫
殘子かりへ遣せらるゝ此度ハ忠節申せし大名衆へ配分
せらるゝ時何ましも中上ハ天下の名物とも是ハ
内府公へも之　其一の記ある中上ハ　内府公御ミ子大望
其数多ハ細砂ハ道具も多しハ不残子何も小身のもの
名物の道具不持之ましきと仰られて一品も其遣
候意に大名衆へ之遣候

一 大坂落城の後京都所司代板倉伊賀守へ訴人有之故ハ

大坂城中大野修理方より伊勢神宮の御師某方へ内
々申来り関東を調伏の祈祷をと頼に付手前縁ある
祢宜某申合大野方へ金子多く請取人形を造
将軍家御父子様を呪咀し奉るとの旨訴し一味は以
の外なる罪科なれハ早々御注進に可申付段を伺し扣
神君の御世ニ離して祢宜山伏の類ハ猶悉をかゝし人に
教まぜてハ如斯の不為有事殊に是ハ夫故此方より令
恨を決山崎し秀頼を呪咀せんとなしゝハ又左様にもつ致之

右玄楽等の手際にてまちまちなる様成運にてハ天下の
柄を握る事ハ成ましく候間命を助ヶ置て追払ひに
べしとの　上意にて祢宜共大勢一命を助ヶ置る誅に寛
に成る御注進之と海内に隠へし称しあへりける
土方勘兵衛大野修理本阪安堵誠　御肴様女人の義ハ
先年　権現様伏見の御城より大坂の御城へ成則立
奉行の見尽を請　権現様を殺害し奉らせんと
工みしものなれハ如何に今度御咄方に来り御奉公並

をはるまでも其罪科重き義之一命を御助け遊ハ成し升
までも大なる御慈悲之本服安堵ニ　御身ニ及ぶ変の旨
密ニ申上ける人ありと之　権現様其時の
上意ニ其方申所も一理ありといへとも右安人の老共ニ
又其列の忠賞を失ひ我をさへ殺せハ秀頼の為になる
ると升心得しの義なれハ我か身ニ對してこそ敵なれとも
秀頼為ニハ忠の者なり　諸交合の一乱ニ修理ハ安
中ニ出し浅野九兵衛を先ニ立て岐阜の城をせめ

一 関ケ原表の合戦の時ハ石田ニ向人より先ニ矢の一筋も
射かけたきと云て浅野ニ列を云先手の福島か使をとか
め自身沢田七郎右衛門を討取土方か事ハ早く江戸よ
り出し我か使として小松へ右越前田利長ニ相升ひ并
東味方の勝ニ成やう先升ひしより是又一かとの働なり
其上旧恩ときへ捨ると申しとて脱ニ来汲前大坂城中ニ
て
一 家康とお升申しも秀頼の為ニ集るやうと思ひ誤ま

なる儀なれハ旧悪と云へき事にあらす是等汎今度の恩賞
にもなるへき子細なしと仰られしとなり
一 権現様二條にて御対面之節 仰付られて上洛之砌は内々御
手やらん板倉伊賀守に云付られ候 仰付られ度へきなれと
後に周防守等ら是ハへき時分好ましき旗竿を切らせよと
の 御意にてハ此拙洛の内にも武波を御忘なされ
さる事如此
一 慶長十六年三月廿一日勅使来臨

大御所様を太政大臣に任せられ菊桐之御紋を
勅許之旨之綸旨
一 大御所様太政大臣を御辞退之御新田家の元祖大炊助
義重に鎮守府将軍並に亡父広忠に大納言の贈官を
勅許之成下度旨被仰之 御上次に菊桐の御紋の事
雖有之其後は用ひられす 源家の儀ハ新田足利相別ても同系
ゆえ武威を争ひ申所
後醍醐帝の御宇に至り足利尊氏菊桐の御紋を免

許有之候ハヽ以後足利家の氏族ハ古来より是を用ひ
来り候ハ不苦代々並はしめ新田の家ニ桐紋を勅許
有之候てハ尚家の面目ニ致ニ而しく候ハ是等之類宜参
あるへき可然哉と　御沙汰有之

一　權現様天下御一統の上ニ於而将軍宣下の御沙汰ニ
之御身外様大名衆の中々様ニ付ニて上ニ而ある時ハ是之
候由ニ
禁裏よりも御催促之御内勅之御沙汰様も有之候と

之左様の御の儀ニ而も有之候所全地院ニ藤堂高虎ヲ
安人御前ニ而右次第一の右も早将軍宣下の義を下され
御出候事ニ被仰候得ハ其方ハ取沙汰仕候て有義を申
上候へハ御聴之後我等の将軍成と云ハ生まれぬ事なり
天下の萬民安堵の法式ホしを定候ハ大切の事之を上
諸大名の義も夜ハすてニ目暦所替ニ候へ候事ニ多き中ニ
有之之へし我等の将軍成と云ニハ不及事なれと之
上意様も被仰候ニ付御沙汰仕候とも

一東照宮大御所と申す時まても御礼義かも盛なる御慈
ハなし甲州武田信玄の御息女賢性院御目見の時ハ以
も上段より御下りて成御礼義あまく今川義元討死の
場尾州桶狭楽田ヶ窪にて御鷹野にて御通りの時も
いつにても御下馬にて成是ハ　東照宮ハ八歳の御時より
十九歳迄駿府へ御入御手に義元の姪聟にて為成義元
の一字を御貰元信後に元康と申すりしも御由にて
東照宮御前様ハ義元の妹聟関口形部親永の御娘

後にハ築山殿と申す岡崎三郎信康卿の母也
信昌の室家の御母堂之又出家なりても御礼義ふかく大坂
御陣前年御鷹野に御出の砌駿府法沖寺へ御立寄之人
連にて参詣御まゐり学問也　御前にハ青々一寸松
中有株梁姿又聖人さへ後世の忠宜ひし後にハ如何松
の智識よりるもんとて御参りて成上杉中納言景勝よりも
御参迄て成時ハ御篤実より御かり御礼義是も篤く敬る
名又も中納言の官にて御礼義之とて　師ハ為之

一 東照宮天下一統の後御寿算七十に餘り御他界まて毎
日御馬をめし御鉄炮三挺御弓ハ的巻藁を定て被成
門の御勤ありしを新宣に御幼少より御覧し習ひ
武の道御油断なし

一 権現様御隠居被遊候　将軍様より本多佐渡守
を御附被遊候ても御用有節ハ猶佐渡守へ被仰
以ハ我なと若き時分世上いそかはしき故学問
なくて打過て居るやうもなし　さるに付一生文盲にて

年をよらせたるなり去なから老子の言葉の内にて足る
事を知れハ足るを常に足るといふ古語とおもふことハ恩
と心得敬するといふ世話に此二句をハ年の若き時分
より常に忘れましきとして受用せし之
将軍にハ我らと違ひ学問なとも成され候なれハさまて
宜しけれとも知られ居らるへき者此語を用ひられ候へしと
いふ事にてハなきそ是ハ其方へいひ聞せ候なりとの
上意にハ有しは将其後奥に佐渡守ゟ上へハ

将軍様御吟ミ之拝御硯と　上意ニて御先祖之拝
御自筆ニて右の二句を御書之拝御床の間ニ御張
置せ之拝其後金地院ニ清書之　仰付右御自筆
の儀ハ内田平右衛門所持の由ニ御座候
大猷院様御代御吟ミニ達し子息總法寺へ之　仰付
御城ニ御先祖之拝御床ニ懸させられ御上下ニて為在
御拝見之拝被成候と也

一 東照宮御隠居の後駿河より江戸の　御城ニ之為

入候時
台徳院様本多佐渡守なとも　御前ニ御出候夜若
き衆一統ニ勤番して居候所を御通り之拝見ニ在候若
親交ある能御存知の者ニて有之候ハ、子供ハ御見知不被成
候間一人、ニ自身ニ名字を名乗候て　御目見ニ被致
候と之御事ニ御座候　然ニ名乗中ニ至時彼ノ親ハ
某ハ御軍の時分ケ様の手柄仕候ケ様の武功在之候　候継
目を掛て御遣ひ之被下候

台徳院様ニ一人召衣師候而内向坂六郎と申者の
若党ニ附ケ暫附恩召衣出候而何迄も衣師申候ニ
候方迄く参候へ
将軍ニまて候ヲ存分ニて御ハ潟有慰ニ被申候へ彼六郎
又郎カ父何某ト申若兄の敵ニて一日ハ台ヲ掛ケ申候ニて
身難く候て生過有難候て兄弟の契約仕候ものゝ
ニ候て兄分の若六郎又郎カ父ニ申候ハ其方兄の敵の
候ヘハ出候て候へハ申合候て討可申可心安存候

と申し候へハ六郎又郎カ父申候ハ其方存根の心底ヲ不存
念比ニ候し我兄の敵を其方を頼候て討申度不
存ニて其方ニ兄弟分ニ成候て存候ニ存根の北島の
台有之若て不存分申遣ハ候ニ後悔と存候ニ付向
後ハ義絶致し候とて交を絶申候其後右の敵病死い
為し六郎又郎カ父も急ニ差ニ若ニ致し終ニ乱
對して相果申候其時六郎又郎ハ尚幼ニて候中ニ有
申有愛恩召候而あの折ニ来候処ニ被為涙ニ抱候其

後よ云ふ師にハ若きものとも不よく心得べし父の敵君の敵
兄の敵なとゝ申ものを討申候ハ武辺名誉ハ勿論之事とし
て中〻に女と打きり申候ても討申候ハ肝要まて候亡命にも命ハ
父も自身に討不申候を嫁出し時者後も後に討とて一命に中
には兄ハ若気にて何事も後まで候若父兄の敵探と一刀
まて打候ても手柄と申候まても存じ又人と打きりて存まじ
と申まても何とは唯不存打候ハ肝要まて候ハ忘とよく合
点仕候へとも云　師ハ

一　慶長七年正月の末加賀中納言利長関東へ御下向の趣よし
兼〻申上られし折から　大御所関東に渡らせ
玉ひけり
大納言家（台徳院殿大納言に御座まし玉ひし也）利長を迎へ玉ひけんとて板橋の
駅の辺りに　御成ありて見参の事を悦ひ玉ふ
る利長兼てハ如何あるべしと思ひ煩ひ居しに思ふより
御かたらひ又の日　城に出仕しけるに
大納言家蘆殿にて御出ありて利長の参をとおもかの

下に設らる對面乃義殊に嚴重に饗應の式ましく
皆盡せり利長此時くやしきことに思ひをまししと覚へ
しか黄金百枚白銀千枚時服百領を献せらる
大納言家よりも茶研並に布の比服並に黄金百枚
馬贈られし跡に此後子息に出譲り引籠り在て再
関東へ参らせ候と古人の語りしか古記と合せ見るに
あふやう遠く候又ふるき人に承りしに慶長の候の下旬に
大御所と利長と連署ありしを見きといふされハ此度

利長見参のうへ上下の定りぬ危き時なりき
大御所の伏見へ登らせ給ひしより深き比色ありぬへ
し又　大納言家の比ふるまひもいまし〳〵淮南の懸
布か漢の高祖へ参りし時とかさなりしまにして心を
等しくかるへきにや天下の英雄駕御の法千載同
一揆なり
一　台徳院様御下向にハ本国様へ天下を御譲らせ成て思召
まて竹千代様より御竊を見せ奉りしも勝まいらす

東照宮ゟ武州竹千代様御国様へ久〻御對面ニ
成させ給ひしハ御同道にて御出なさせ給ひしやうにとて
上意之早速御同道にて御参ニ成候
公竹千代君させ給へハしハらく御待候て上段に御請ありて成
玉早速上段に上らせ給ふにお座候續て上段に上らんと
し給へハ御叱分辨なし御座を給ハ参り候へと仰下
に御座候へハ其時脇差を持出させ給ひしハ竹千代殿への供の
元ニ候ゆへとておかしく御次の間へ参り候へとの事

にて御上段の際へ御出にて成御自分脇差を御棟にて成
之中にも次ぎに坐り候所の者とも差出ゆへと仰あり御供の
元御詰の所へ入んとさせ給ひしハ叱り分辨なしと仰あり脇差
御投御次の所へ御投にて成させ給ひしへと仰あり右の始終
御国様へ相伴御もおゝ落し成ぬまさ御本丸へ
東照宮御勤座の時
御台様并御臺様色々御詫言あり竹千代様へ仕家
かゝし御目にかけにやうりまし御臺様仰候ハ竹千代様

御立寄せ給ひしか田村の音羽の瀧の白糸と云所に
てすら忘させられまして殊外不興なり
東照宮迄まてよひし御らまし御例に連させ給ふ次
に御立寄此へと　御畳椽御らまし迄ハやかて雲林院
と前庭よりも案じ給ふその豊らしさ御急用とて自
隠して　公にはさせて御気色に御叶この成との思
召之雲林院の出来なるに付田村のふ出来なる段
竹千代様くちをまし〳〵思召きんむつかしせ給ふ

公御覧して竹千代ハ何を欲しかるそと思しての将軍と
いふ者ハ家の中手までも若しよろしく候ましかやうなる者
に奪せて見る役なり皆共も弟に急用なる竹千代殿の
御後においても後々も兄弟にも重宝なるもの也まして更に
お坐候の節御賞跋なし

一 権現様元和二年三月廿八日以興庵法印をめし御薬
一匙調合させられ本多上野介自身是を奠して申
まつ御服用なされるべし盟を立よせて不沙汰にまき

之抱
台徳院様をまねさせ給ひ今度御不例のはしめより
御命旨に究るまでを業とし御薬不足候上脉膊の外
御苦労に思召由候て御薬も黙止らるゝし御煎薬を候
上にも被御吐に成御諸ありき候へ共まゝ弥御薬不足候上御不
例中に御側に女中壱人もなし弥御不例重らせ給ふまゝ弥
まゝとも外様の大名と候者出御命旦夕に迫りしに以へとも
将軍家既に政を執りたまふへハ御跡の事憂玉ふに
及はさるとの志す事とも孫　大樹の政道理に遠玉ひて諸
侯の内雑成とも天下の権を執へし天下ハ壱人の天下
にあらず天下の天下之御恨を泉下に残しませ庭
この侭にて早く帰国して
大樹の御下知に随ひ参勤すへしとて御帰陣御遺掛
を天下に止ハ台慈涙をおさへ一言に及ハず大名あまり
き並ゝ諸将涙ぐみ　豊苑御年ハ五十三年にて國大
名在江戸たるへしと台覧惜しけるか大度の御命に

驚入奉り候
台徳院様へも大小名の人物を論し御定命定なり
しかりて加茂左馬介嘉明ハ本朝三列のものにて太閤
在世の時よりも志を運ふ者へ秀吉の取立とハいへとも
疎畧の志なきへしハ律義者なれハ随分御頼なる
ことをかけらるへき様なりしの事も今において不足に思
ふ氣質なれハも暇ハ給ひ遣されよしと　御意
台徳院様御承知ありて左馬介事ハ小氣者と承及ひ候ハ

其段ハ存て有りし由挨拶ありけるにやかしもハ候ハおし
きこえたる人ハ老となりてハ踊るに稚き子とものまねも今様の
声をよするもの也本寄道ハ老人まてもうきうきて踊るものに
乱世にハ何者にても大家のものと呼はし大将となる者いや
うちても暇より取立てるもの成て左馬介小氣之とて油断
まへかしなと　御意なされし此月十九日にて福嶋左衛門大夫と
めしてて御暇下さるし由也其の為由送物名物の由茶入を遣
し左衛門大夫も頻に落涙しけるとき　上意にてき方

事先年何やらん　将軍家へ謀者として逆心も
有しに依て其咎を蒙りし永の在江戸に及へり千方鹿忘
なき隠忍候　将軍家へ其節御沢山御暇玉はりての首尾
安し其後国元に移し二三年も休息ゆるへきなと御節
られハ弥福浦濱にも出せし御請一年相もなかりし又御鏡
にハ如形の御節出へしも海　将軍家へ不足の旨もあり
ハ謀叛の上逆謀も企る其如何様にも一の仕と申りし左衛門
吉夫大声をあけて誼をこりし之皆く申りて本多上野守

に向せ玉ひ左衛門吉夫ハ何と申そと問させ玉ふ時吉岡
其来少しも御疎略に不仕候處只今の　御慈悲情なき
御事と其様にしや上と御挨拶仕られハ宗家きつとみ
添候ま一言をつまに蒙りたのめと御節として福浦も退去まて
云ことの有る賢意ありてや
一　権現様御他界の前日四月十六日の晩方より御納戸
衆まてもそれも御銘鏡久吉夫と申仁をまに呼出し其前
御前に招られる二池の御腰物の召出し持来候様

なりしに　御用引請致候節に証力ともに方牢屋敷
へ引請致し科人共の内にて本綱をとらめさせ引来候
振舞し　上意に付畏り候とて　御前を立御次
の間迄罷出候処又〻又罷帰り返候に付　御前へ罷出候
へハ　上意に科人の中にて是等死罪と極りたる
者壱人も其儘にて殺し候ハ召めし候に不及の旨に
御付候之者共死罪に者共につき候召めし
の義相済　御前へ引請致本綱の仕儀御申候由

中上迄へハ御枕元にて其見届候処腰掛と私留見届候振舞と
其　御用候之ハ御容体も時の外重く候座候
為成候折ハの義にも候程ハ例に悪念の者共も殺
てハ候召めしの義ニ而御用に仕候様との　上意く候
者子の末孫まて至り麻と之へら迄召さし中にて立しき
候うりとも物より諸人の私御沙汰致し候之
一東照宮常に直諫を納言路を寛ト情を通ずる
候合とし玉ふ事古今にまれしませたまふされハ鈴木

久三郎か籞の鯉をとりしとハ御手討になされんと思召
めしゝ猶の事感しられとも直言を申上けれハますます御怒
とやみえけれと反て御感し給ひけれハ初鹿傳右衛門か
御采配に異見をなして悪口申せしとハ一往放棄せら
れしかとも長湫の戦に傳右衛門か戦ふりにめてまして御赦
し首級を得たりしは即時に其場にて御直に前の
罪を御免し戦功を御感し給ひけるも外にも常に御
威光を座せられ下の義氣を御先してなさまれしかハ

群士も勇氣を折しの退なかりさる猶に御為に命を捨る
事を常いとふ心なかりしき彼織田北條武田上杉の名
将も智謀勇略ハ世にまさりしきけれともさるに己か威力
にほこりし下の勇氣を挫しとまて手柄とせしは
上に一旦ハ盛なるやうなれ共上一人の威勢をのみにて
下の義氣おとろへてハ久敷ハつゝかぬものなれハこそい
つれも終にほろひしそかし是をもて
東照宮御恩恵の深きを志るへしそれ御弓矢のつ

よつりしより天下に並ひなきのりしハいきほひなきに
あしく候既まても今世の人大切さハ御武運つよかりし
とかくいふめりけれとよりハ御仁徳なきの事し故に
天命よこのなひ給ひしハ自然の理にしてさりハせん
きの及ぶ所にあらす候せんきの上にてハいさゝか御武運の
強かりしハ御弓矢のつよきに依り御弓矢の強かり
しハ諸士の義気を御そこなひてなきかれしに依り志の道
ハ下の義気を御そこなひてありしハ大切の事にて御孫謀
を貽し給ふへき事つとめいふ迄もなく志の如きを唯御武
運のつよきとをかりし御治世をいつ迄も渉き事なるへし

治平全訓巻九

君二

君徳二

一 台徳院様ハ至而御律義にして寛厚情ニ満〳〵し而常ニ
小敷を御好被遊ハ
大御所様甍御之後まて透と御敷ニ被遊候所土井大炊頭利勝
御咄之序ニ御詫之被為入候ゆへ御敷ニ而ハ甚被遊ましくと
申上候處尤至極と 上意にて其もとハ我も敷ニ致度思へ共皆

今度敷らにハ万人皆揃ひ更おりて乗をしらせしかバおはしと
する　上意遊り利勝安房守の糸さ小蔭涙して退おせ
しられけり

一　台徳院様御膳に禮儀正しくおハしまして御之前にて疾云た
けしからぬ事雖も此の泥塑人の如くにて御座候と人申せしかハ
極めて下民に慈心を尽させ給ひ孝道深くおハしまし論
外里又信を失ひ給ふ事ニ天下は保かたしと常に仰られ
御膳番指しおかれ候者の因を定め置き度法令の中に書展乃

敷をおのれが箸を捨て出す小道習の人奉膳役にさわり候の敷お
彼井伊直孝是を以て道習の人ぐよ向ひ是君を愛せると思へ
給ふたる儀のなりて下程へる若此しさ道を好らなりて
汝らまても正しき道にて仕へ候わよ不叶に付る我料にわかさ
く必ず何事を以て寛恕を好ひもの及ぶなるしとく膳をたて
て召す御ふれ敷の茶に於けるも人ニ何の咎しきことやある流
是等の詳なる事ありしと其君を欺くとも云ふへし君子
禍從未発に防く毎通ありと戒められ候

一 台徳院様常の御形儀諸操に至迄性倹約を守り御意被成候御若年
より則無作法不行儀なる事を御嫌御行跡不宜御侍衆中候
武州御城の内にも御預蔵を構常ニ御座所ニ老病医師病御性乃
病何ニ拘ず少し御気色を之報され候御養生為其各御
申付候と言申上候人有之候御城之事共御為宜敷候御性
の病何ともなく申上候乃ども各相談して山口修理安栖其外
雖彼席より来御物語ニ被申候恨無之古の名将賢主も内外ニ
孫ニ御城乃附る万事代御政を専ら隠居して御公安く御養
生も被成候得ハ少々各存候段申上候之共少しも人殺指候者ハ吉
仕並ニを報之人ニ老人ニ申付候悲しきを知り除きニ拘無之
かりて己を忘ましめる事其之無用作候申まして一国をも治め候
ものゝ家族楽とも申て何として人為たる者や天下をも知るもの
長生を好み又るに古人を苦しめニ生後をかさ了而其をを
示りニせん人を大畜生ニ報じ候との御意被成候之各感涙
を流し申候

一 台徳院様威儀を正され言行かりにも不遠遠慮候御被成候初の御幼

将出御にも以前大陵など参らせ候日より其間と出御
成りて其日に法体の者より安堵を蒙りしよりおよそ隔りたる後よりまし
して恒例の出仕御對顔ありと又
上洛参内公卿執行あらせられ常衣冠の法姿法体息の宿
の御所にして改められ烏帽子に直垂をさせられ候
筋目を正し旗本へ元より帰降の諸侯伯をつけられ候て
法印大名参勤乃位進に任（仁）せ品川千住口へ法使を立られ
留守居の役よりして夫より六代位を定められ候て役

人をそえ上使として出来りたる
一
権現様駿府より法隠居様ともなれ　大御所様と申奉る
台徳院様江戸より駿府へ御出あらせられ二の丸に二ヶ月余
御滞留あらせられし節　権現様御茶の局をもって
将軍にも思召有ての旅住居に二ヶ月に及ばぬ夜中　御徒
然るに召し花を使ひとして菓子を与へ裏道より
忍びやかに居らせしに慰みにも成ぬ居せられしとか云ふたりと
聞も難く帰らるるべし恐らく御心得ぬ御ものぞと仰せらる

外戚大阿茶の局法心の侍ける　上意なりし東福門
〻花其比十八歳女中第一の美人なりしを殊に寵
〻せ下女より菓子を持せ初夜乃比裏道より密に
参らせけり内々阿茶の局よりかくと申けれハ
台徳院様御上下下を免し待せ玉ふ処に花参りけれ
法庭の戸をも松東迄引出し〻
戸をも明け引花を上座に通し菓子を給ひ是ハ
大御所様より下下されけるなるとて御いたゝき給

成共早く帰り玉ふへしと仰られ先に御立ありける戸口まて
御送りなされ我ハ隣の室へ入らせ玉ひて遠からぬ
乃間も咎なく眠りて夜もふけしへしと申せし
権現様聞し召　将軍ハ律義第一の人之家階子
等のものにも及かさりしと　上意ありける故

一 台徳院様御上洛有し時荒井の渡し法親本陣に泊
入井伊掃部頭を以て御申今度上洛小船にて荒井の渡しより
はしりを越り候て[illegible]中浜の荒図に

や首より頼朝公を初め　権現様とても箱根并
とて関東第一の要所之舟橋をかけ平地ニいたして渡し候
例書無之程ニ今度沙汰なし小の如く(?)此件不届
千万之儀今急度吟味仕て申上候不相済候内ニ御沙汰(?)勝を以
御召上ケ有之と以の外御抜立ニ而御家(?)御座候老中方ニ御達し
為る可笑(?)無之しあくまでけんし拍子なり何とお談有之し
まや立花飛弾守方へ早馬ニ而儀今急御用有之し候間
御本陣へ早く御出之有之宗茂下宿も御本陣ニハ無之間

一里余もあらぬに何事か有之とて宗茂ニは早く着たる
宅付申さぬしに老中から儀今夕より此事ニて仰出(?)し
このまゝ之候何卒先御行列御挽(?)御俗(?)百上候根ニ茂根ニ(?)
御報申候と之飛弾守申候者之者ハ誰哉(?)御仕申候まや御老中
方々ニ而御報申候ニ而候家老者此上之橋の事を不申候
儀御座湯御勝手可上候申候の事を御願申候為御機嫌の程
を一向と申候飛弾守申上候御機嫌申上候義難并
候段先是之所ハ御事を御耳ニ達候拍子なりと申たる老中

貴殿の嘆挿いたハ毎々御存知之ことく此時飛弾守高く嘆挿
致候へハ　将軍家御呼付被遊立花ニ而ハ而がきり
御前へ罷出候へと　上意故早々罷出し所何成ニ罷出候
上意ゆゑ飛弾守今日是迄御機嫌克人御着被遊月出度存
存候依之不肖仕候と貴人候罷出候
上意ニ今日も数々の義有之此所の渡ニ舟橋を掛候段
不届至極ニ付急度相糺候様被　仰付右の企義不相分
内々此段ニ被案内庭候との御事ニ而御機嫌甚ふ立腹

兼り我ニ日本国を被治候　将軍家の思召と
私式の所存ハ黒白違いいたる事ニ而御座候所の荒井の御関
所を　公方様の御威光ニ而舟橋を被掛候故平地の如く
に存安くと上下ともに渡候段殊ニ以て　御慈悲と難有存
存候論手　しかり下官ニ着仕候と被申上候次ニ兵管く
御機嫌の様を案事被申飛弾守御挨拶の様を耳をたて
罷し此方にいるへく侍之　上意ニいや左様ニあらぬ御返
於朝々　権現様ニ而之事ニ而渉し故殊の外之切ニ被

案候処を舟橋を掛心得ニ往来致せ候事畢竟
権現様なとの御心入を浅眉ニ取しに候根ニ而案候而何とも恐悲ニ
き次第之事ニ御座候之飛弾守乃私なと乃存候処ハ尤
根ニ而ハ無之ニ御座候先関東第一の荒井川を難殺ニ
権現様御代ニ舟橋掛ニ御掛候而置候と御渡り候而何事之ニより
横矢を射かけ可申もおぼ知不申候故其段を思召ニ而わく
事大切之ニ案候事ニ候当御代ニも其弓を袋ニ入置
其刀を鞘ニ納ニ静り返りたる千秋万歳の御時代全く

上の御威勢ニ依て御座候故国々浦々迄も今度
御上洛をかけなから兼奉恐入候一の御ふり小なく候とも恐れ
御威光弥く御仁徳迄も備りせ給ふ
将軍様と申も其時今迄無之候得共に御座候某儀ハ座去
申候ニ付而ハ東朝の御参不事ニ而其柄々ニ而御座候へハ
荒井小中舟橋をかけ候も御気色もなく
将軍様を架し奉り御着候段尤候尤もハ諫申候此度
存候に只今御沢まて老中方右之儀を申候に存候ね尤

私儀も是迄目出度御下向ニ付奉存候旨挨拶仕候と申
上候處ニ　将軍様ニも別て何事も被仰候と
上意も無之飛騨守ハ夕食被下候と御尊之私義ハ下宿ニ
着仕直ニ御機嫌伺として罷出申たる義ニ御座候へハ
食事も不仕御酒被下候御吸物被　仰付庭ニ先
御行水ニて被相成右支度も被　仰付被為入御湯殿
御膳も被召上其後掃部頭老中ニも被召出先刻被仰出
再様の事ニ飛騨守申上候を被聞召抱候へとも左と思召候哉

御上洛被遊上ニ而御供の折この事ハ右之事ハ甚過分ニ被下
候へとの　上意何も謹て難有奉存候との御請ニ付申
上候處ある大より御酒始り候ニ飛騨守元より上戸ニ而
いつもいつもよりも多く酒ニ及ひける是迄の御供の時節ニ而候ハ私の
仁王舞を　上覧ニ入てもと而則舞被申ける之
将軍家ニも殊の外御機嫌能帝代ある飛騨守と而御酒
被進し被相御酒宴時を移し漸九時過て御酒納り
御暇被下御次ニ退出被せ候處ニ老中方待居て扱

今日無之不意なる事ニ而も御苦労千万ニ存其許御挨
然故早速御機嫌お伺ひ可申候処遠方故使者を以
御謝ニ及ひ候しとの之

一 御本丸様より西の丸様に大鶴包ミ其似を継ける盲目を
御親類候ての為お慰ニ被遊候ニ付
台徳院様御前へ彼の盲人を召出 上意ニハたん
いち平家語り御前を仕るへしと 仰に付御前にて比
盲人申上ハ不残成と申上候処上意ニハ其方何の役ニも
立たる事ハ之有間敷此段の百弥武士たる者の表似を
致す趣意なれハ太鶴の病ねハ是らしく候ハ何たるもの之
大鶴を出せり大鶴の群を喚ある如くしての上意之

一 台徳院様の御対 御姫君御能なしに依に御揃
地震ゆゑ有り見物の大小名悉く驚き立て中庭の白
洲へ走り出候処地震止て元の座に着きけれしと
台徳院様少も不驚悠然として御座ニなされ御前を
見合御居らまし庭前おく見たしとも以後程にてある

時の法然上人の警發して喧嘩気遠也て地震雷之思ひ
掛らる事もまた此変之常に嗜む可有者之と上意在し
有難り

一 越前中納言殿参向の旨を以し召ては必一段御逢り
出させまし御間まて御入被為大方望日
御對顔有しさうや熱して諸侯此家の格式を
重んせられて人々気勤いろいろと以し召てま法
鷹野この外もまた道筋江戸近へ千住荒川筋殺生の

出御の節にて直すま気勤を務られし身しも亦ハ作法
乃一ツ此やうに成しいう所と見えて各乃家にもて上使とし
て下向ふ支度まて来りけり　女御を武家より
来りしもし其後二条の御城へ　行幸を為し
来りけるこのや

一 台徳院様御列ありて御宮の御事とて日光
東照宮の御用言上の時を以御安御上下を召召
て謹みて以召ける事なり

一 台徳院様常々三日の登城する御年寄の上ハ諸役人に至る迄御歩
不被遊候是も皆く御心を以て申ハ天下を治めさせられ候
て八日月を御貴ミ可被遊より外の事なし此儀を被
思召候ての儀御座至極也上下不残く武士皆人々是を感之
一 此数の例まゝ有之候　台徳院様の御代中の事に当り
て晩ニ至り幕の事あり是に仍て其上の者共兎や
角や色々批判有之る事被聞召候夜御出の末く
御意被遊候幕の儀は乱起の本なりとて不之れ歟

なと被聞召候継合無致し見候之三日に大き成る事の幕張候迄
何も用の事に当りたる様に思ハ候是又愚なる事也其上善悪
ともに三日に現る事又是を争ふ人間の事なき也愚
成者の申せし事也と御意なし毛頭御心に掛る儀なし
此故に御返答元中不審を晴心を保しめ不足る人ハ
しまる御方とも斬る者有之候しと其威強り
一 台徳院様御出の席に　御意被遊候ハ何事の人申習せし
ゟ浮世之義乃世之一寸先ハ闇なるは只一村も失る人有

のし玉ひと申せと法号被遊て是偉なる事ハ夢の内にも少なれ
陽之性にし又疑ハれまへ性を安して　御意被遊ま
京東ハ仮初乃　御意とハ申なから名将乃仰られし
ことは末代迄も御名ある聞人感しあへり

一台徳院様道春に法号をハ太閤の京都乃城を豊国と名
付られしを如何とのたまへハ道春対申候は極りて哀情
多しと申せしハ不吉の名なりとて申し
公聞召ぬも若少年なりしかとも其時尤なりと宣ひしとの事

まふとぞ云し

一台徳院様御鷹野明朝ハ何時の御觸に少し時を被遊御
勝手ハ六ッを打ちり御膳被召上と其侭被為　成候是ハ
仰出しと違ひ此方を被思召てある御出御かねなるを
制法を違ひ不被遊様ニ有しと之支度面々心得申されし
少年ニ迷き分ハ土産を包の之被申し之可く或時明日御
鷹狩の夜中より大雨降りけれとも仰出られぬ儀と
七ッ時分よ以り様ら　上ニも六ッ時前ニ御膳被召上鷹 道

右之様ニ為らせと御尋有り其内之間ニ而御鷹匠を召
被在候て御例病ニ付中上其方々　出御御鷹匠とも
上覧被遊候ニ付而ハ被成間敷ニと　上意ニ被成候被遊候ニ而ハ
御本意成間敷よしと云上様も御帰り候て御鷹の羽を抜き
出し候と　上意ニ而御役の病中も御目見中上御延引
有り候の時節より御鷹狩ハ被抱下りし未来ニ思召之
右御鷹ニ而皆々鷹出来て思召御支度中停止被成候ての上
御延引被　仰出けるとなり

一
台徳院様御鷹野ニ被為　成能不成候一代是有故御鷹
通并御迎習病被中上る時能不来候処中候御鷹被抱て能
と中上る御鉄炮花上候ものと　御意被成則御鉄炮
ニて被抱鳥留り御機嫌ニ而見候其日還御被抱御夜話
の時分御咄ニ今日御鉄炮ニ而拘被抱候　御前ニ而
御鷹支配ニ御上手ニ有之思召候御鉄炮ハ御手ニ而付候事
被思召候付御鉄炮ニ而被抱候処して其成不申様ニ御座候を被仰候
者御役ら哉けに見へ候ものと　御意被成候ニ御答云

名君の　御意に成ける事毛頭違ぬものと皆人恐
れなり実に世の中を律くしき只及ひ候に武芸をも
不存と其を見苦敷候況やこ其外の芸能を能存る芸
も無くして諸人の花をも其芸をいさ得ずふ自也
まゝ人中にて愚人のものなれ其も付不申候存ず
御意を以て考ふへき誠に不存芸人柄のうつはとそ
ゆゝしもの也

一　台徳院様常に御茶の湯を遊ハせられ毎日御花を立させ入

御庭を御拵候数方より色々の花共有候或時冬咲の牡丹之
有けに咲けるを当　上覧御拵見させ成られ候て
御意にて御花に入させられ候之被遊候処不時成る
花を大御手まゝ御取ふと拵りし御道具の花物活せし
とえおのつからまで賞の御前綺りた果之も御茶
あひと其後中せしと申し此刑

一　台徳院様東金にて御鷹野御拵御帰り小鶴の御
料理御申遣候其時野間玄琢にも訪させよと

上意なくしこのハ別段義せしに玄琢施有御の余りに鶴乃
御汁をいそきあくし頻に現襟のあり不叶つき汁を
おこの手くし承敬く候件なりしを
台徳院様御覧被仰出に御服薬を数枚に被下
被抱御座けりしこの其後御快り被抱る御根子小ても
玄琢をハ御覧被抱さりしとなり是を迷惑て候の
思召也へなりき

一台徳院様御薨御の前年玄猶の夜御機嫌不勝被仰に

来年の御命難斗思召御秘御神を請させ玉ふ御勝
相御服薬をもとの御例之沢薬匙に進上の御事なり
執政の族諫め申たるは御病の諸士の内乱氣有亦ハ難
べく候の書可なく候御服薬斗是何とそ御勝に被常可
称と申上候よ今夜御不労押てお御あらハ御家人ホり
御病体を見せさせまいし御快復なくん大是そ御味たと
被思召ての御ことなら天下ハ一人の天下よりかまいを悲みそ被
恐よせんとせるたいと不二の称なり天命に可任候之と仰出

迄ハ諸人大公無我の御志を奉感皆襟をそろへ奉り
当時

一 台徳院様御他界の時分御病中ニて大僧正ニ被仰上候ハ
御末代の為ニ候間兎角神ニ被為成候様ニ被存候段御直ニ
申上られ候由ハ　御意なされ候ハ僧正ニハ存寄も格
別ニ被思召候ニ付是を厭ひもの無之皆御神ニ被成候ハゝ申と被
存候哉　御前ニ而　権現様御鮮先を
以て御治被抛候へて御取扱手柄ニ可被思召候

権現様ニハ創業の事ニ付御智恵人間の雄す
而ニあらせられ候と被思召候間是も神ニ被成候ても可然
哉なれとも被為思召候　御前の儀ハ中々思召寄ニ
もしけれハ儀ハ人ニハ衆総ニ手ハり上へ自らつき身の為
をも不知ものありと被　上意ニ有之候となり

一 大猷院様御代を被為せ候時分まて重の面々城意ニ
せ置し　御渡され候ハ　大神君天下御草創
各の助力を以て平均ニ及　台徳院様も同く

昔ハ各儀出来たり依之此所ニて登り候ハヽ客人ハ其乃根ニて
下座ニ而参勤の砌も品川千住ニ而上使を以被差出し
御手あつき御事に我代ニ及ひてハ生れなからの諸侯
ニましくて今ニ而二代の格式とても稲るなき事ニ候ま事
向後各も譜代の大名と同し某一の家臣之儀も諸事
の御とりはからひ家来同様の扱たる可きにて左様に相心得
候ハゝ夫々して我等之を合得せさる事もあらハ如何様
可有之候也生前ニ而職掌の節ハ三年に一度在立て不

苦しき間ニ而疾ニ考へ思ひしまゝ中にハ勝手次第之せさるへし
保科参府の節ニ而座敷ニ而ハ　上使を以被遣候しとも何れも
皆わた各御指図を卒伏せしもの夫より此勝手ニ而
御入御一人平座なさしめ御右衛門の面々を其人究此以出
此腰物御預の剣御裁なるへし時　上意ニて其中ニて挨中
身を御見可仕由之各相見せさるに御腰物をも此例ニ
嵜ニ而陽氏此几帳ニてハ此勝負合せて御座ゆるし
杞とあらぬ其の御器量ニて有之故各威ニ服し奉り

しとなり

一　大猷院様御代始在江戸の大小名を不残召され
御前に招きて仰出さるゝは　大相国薨御ましまし
家光将軍の職務をつとめたまふといへとも天下の公権をの
宛中ハ親ミする所なし　然れとも但今当家の法
よりその世に立て引渡さる（当家も能く存のことく
上意に諸将是を承て退きしけるに松平陸奥守政宗進出
て当家の御恩を以て各心安く罷在処甚節を申

先異存を含む輩もあらは外近もなく政宗に於
仰付らるへし　諸侯も申上へきと悦処もなく申上るは
当流時各国者に御請をも申遅出さるものや
一　大猷院様寛永十一年　御上洛の時大政大臣に任せ
させらるへき旨ありしを御辞退も以後も固辞申上させ
給ふの右大臣を辞させ玉ふなり
一　をとり御わさ々の従毎日　上覧の事々
家綱公御誕生の御時御懈怠なく挺出て此時の宛名とてをとり

上覧被遊されまし間御覧被遊候ニ御挨拶申上候
節　上意ニ只今迄見かけ不申候　上覧被遊て
も不苦之よし尤も若君様御誕生被遊候上ハ数多有
候之　御覧被成ましき由　上意有り当座乃
御咄ハさ数の中ニ不法例死も存候由申候
御他界在候ニ　上覧被遊候ても候時ニ御年三十八
一 大猷院様ハ万の御詮義大方ならず候中ニ少しも御伽の死
権現様の御わけを咄出し申上んと申候ハ先待之

死して御袴を召れ御座ニ御手を敷の世去し
権現様ニも何と　上意被成たるそを尊被成て
次第を咄し申わけと承り候へし
一 大猷院様或時久世大和守広之ニ不図御尋有りけるハ大和今
朝之名共より進物を得るかと問玉ふ大和守謹て
上意の通り少し御座候と申上けれハ重ねて
上意ニ誰々の何の品を贈りたるそと御尋有けれハ誰々
より何々を請申よしを申上けれハ未ハ有感し玉ふの

上意の処に懐中より書付を取出していつの節に御菓
子何色の物を送り候とか上る時々是を合られ其の
御まへにそへし処し候世一代のいましめに成る
処このや

一 大猷院様常ニ御茶中御目見御用御座候節御
御白衣ニて御逢被遊候酒井讃岐守ばかりに御逢被遊候
時御襷被為召候よし

一 大猷院様地震雷或は出火等の時分其中根壱岐守被為召
内御ふかき御口上被仰御機嫌の後御家親被為遊候寒暑の
節並其人の随候壱岐守差帰候上御上下を被為召御返
答の御口上御手づから被遊候而

一 大猷院様御上洛の節御条内以後二條ニ還御被遊
上意に代々の将軍家条内の節　龍顔を奉拝の処
不浄よし被為召候に付　公方様ニは御浄衣にて被成
為に思召候処　御前へ御出被遊候へは御蔵光院自然
に御教の御心の如く御有故御浄衣不被遊候

其盃御頂戴之節も御手ふるへ候よし
公方様御慈愛ふかくさまゝ御傍御恩恵を拝まし候へ共
帝王の御威光を拝まし候未曾有の御心ちやと承
節の顔御沙汰あり
一 大猷院様御上洛之吉例の通り及諸所を御成被拝還御
を伊勢路之御時その夜明日之御本陣一手切にて先のまた
川を馬にて越させ　上覧可被為在　仰出く候
一 去るの服帯をも出し且総力華木川越の用意了当

里かつてを呑在候処へ御警固より之発可被　仰出候
一二三段之馬ふかく川を越中へ之御下知ふくして一人も
馬上にて川を越候ハ之段形候よし常の通に行列正敷可
押との御觸有り先の方に二三里も手前より御家来の内静に
之御渡被為成候御振舞あり騎馬の面々ハ先一二三と段
行列にて川端立寄候へ大御先所之支度候にて輿架る
云滞在越候ものゆへ川も渡りて後御輿の内より見られす
則其へ道之何里ゆへ先之御尊側之先も又にて後のま

たゞ母衣や御鍬形を是より一里ほど為成候と言上せ
上意に旗本乃ものに馬より鍬をせ　上覧ありしと存候と被
為思召也御家康公為末御残念との御事に候右不意乃
被　仰出を忠勤に御旗本皆馬より轡を留し出候
事の御恩感ありて首
一　大猷院様御上洛ありし時蒲原の松の並木の中より
御輿に鉄炮をうち懸たり御輿のたて中にあたりしかは
御供の人々驚きさわぎしに御輿を五六間ほど止め御輿の

うちより慈明なるそはたらく明察宮にて常に修めさせ給ふ
るにあらし草木をかき分け尋ね捜しもとめ行方を志
候処後に御下向の時御歩行組起しをわかち庭まで申
上候乃若党を召出し何程のことはりをへさせたまふと御尋
ありしかはむかしと蒙遊乃矢玉に当るとかやしとて其後を
御馬上より下り候せ給ふ又蒲原の松並木一つのうちせの字
鐘といふ所に一人鉄炮をさし通らせ北に於いて捕へられ
なれば御例の人々申候まで　御上洛の時鉄炮をあて

かゝる事ありしは某まゝに御感光り敷しこのまゝにて毋とし
事ありし処其後是非に其存念御馬上にて被為仰付候へは
天の時といへと存命をはかし而事わき候とも五体まてに
存候旆乃足にとゝを切出し又あらせ候名将にて先宝寿候
知してかり初覚く有りて今其心を如何計を罪科有し
而せしもに其ま家慨に事候もの必尤隆帰しける
是也とし且く何者にて有て新慨にあるよしと宗とせ
候ひて彼の者某は駿河之御玄度御恩に者にてはと申

君窓にあらて忠義者らゐ罪をゆるして松平姓氏をあ
たへ家の名の一字を取する其後其是名を賜る候初見そ
家禄三千石をとたまはりし其後寛文元仁之後の君
其中事ありして説の

一 大猷院様御代新御番の何某勤進於楼見物にて行営悦
して討果せしよし聞り其後上下に進し流同等の家物
やうにてら　御付や其中上候て処よ於而そ何とし
たるりとの　上意ありて何もに案源にて死なと

中上なり　上意にて不仕合なる那須衆の者共
幾人か見物に行在りしか其もとより何事もなく候え
其のうちに以前の様に彼者共も不計合にて初のごとく
一 ともに安堵して則我身にもしてあり場所要害堅固にて
え一〻役々決定ても　仰付やと書院廊下までえありて存せられ
し処に法に違して何事もなしと存し
一 大猷院様初て御法事の節御役人井伊掃部頭直孝松平
下総守忠明松平出羽守直政保科肥後守正之内藤左馬助
政長奥平美作守忠昌小笠原右近大夫忠政松平大膳亮
忠宣牧野右馬允康成石川主殿頭忠総戸田采女正氏鉄
永井隼人正尚清本多伊勢守忠利本多下総守俊次
本多能登守忠義松平丹後守康直小笠原信濃守長次
阿部美濃守定勝大久保加賀守忠職松平主殿頭忠房
周防守忠時本多内記政勝真田伊豆守信幸堀丹後守直寄
右二十七人の衆御無事にて御料理下され半刻
出御殊の外御機嫌にて各御用立居候もの共

上意のよし内處尤成る御進之有之のよし依ハ中上段を
井伊直孝江挨拶有し堀丹後守御老中見廻し
御譜代衆の内へ召こつ（くゝり）へられ結構なる　御意を兼
承とて辞を遊ばされけるとそ内處政長なと諷をう
たひまかり小歌なとも有しよし　御預仕者於郷右京亮土屋
兵部少輔なとまてゆよし　御前土器にて御酒召上
られ御安居の御際ニ人数なとも被へ重せられ右之盃
を以義仕る處に御次にて御笠原中へ御入出拾出松平

直政ハ中戸なりつきそも候りの永さに異之宗し古笠小子
三度ほして血を吐きもありしとそ松平忠茂ハ其比十五歳なり
故る故元禄の比も一人存命まて諸々もしたるなり

一 大猷院様御霊躰に出させ玉ひて不意に道の側なる寺にいらせ
玉ひて御休ありもしこのハ伊豆守信綱取り入て居眠
ありしてやりし久敷なりて土井の内より宮対御能に
やなりしか不審に思ひ居しに熱くゆり
て抜押しさせたまハかしハ右衆女乃の抱きけるニの伊豆守

を見て驚きて折々このくも其の悉は伊豆守申せしをとゞ申
上にもしく御笑顔ありてあるあんの御いつしへ書院のゆし
このまゝ御徒してしと申出てこの分て然らば罷りよ成し
て能く居しも云ひ土たりし時いやとよ女花を持たせ給へ彼も
一 ゝ清あり此方の清まで被ら致され候よりして彼れの法を
彼よりて飢通ゆるこのよきた紀　御あるしとこのや
一 同しく御時に御鷹狩の　御帰りの節御通りの所を過ぎ道
ひしに武家の年たけたる男御のきいで祝て余念なく

採入たるを園章てこのまゝ入せしとのたまふを　御覧しこゝ
何事にや紀しい御尊ありしこの儀今日まで恵比須講とて
上下打寄りて酒をのみしよし主此男顔ばかり酔はぬ事を
御先掛の者かや色々よしいふて聞えしとも目覚え不申し
てあるや　御通りに及此処このさき入人と仕ゆか紀このへ進り
たるまゝ紀しゆ上りわた文あかりにおそろしくなり粋く酒をた
居ろへて紙ゆしかゝりん紀　御鷹狩の帰るを拝
申し上たり候ふ一町の者感に堪へ只今まで至るとたびたび

御忌日とて遠慮をとやゑぬ様

一 将軍家御寵愛のたぐひに目黒邊筆をせ玉ひ御供四五人
召出せられ随成就院と申へしき寺にいらせたまひしに住
持の僧頭巾引かつぎて垣ゆひて居たりけり
将軍家夜かしこい体にはくろき人知らおしせられしに
住持の僧へには何国より参りせたまふと申つき
将軍家の御供の者ありし御しのび故のことにつかまへ玉ふ
静かに御体にあ隠れ来て請じ入まゐる僧まで内にいりまへん

知せし玉ひ御僧夜に帰りくしく御物語御隠来
御前へ何向ひて其くさ利居る客殿乃様子ところ
く菓を包ちて寝この知申る寺其ける尋ねて入乃隠りける
事云見ん候　将軍家このくるかくし田舎の知らせ
ゑつらしく諸様小人ものこの部屋にの有る且那の架かりたる
尊ませ玉へ表宮に申すに夜も江戸遠く境好まば志る
尼孔旦那とてもあく保科肥後守殿と申御母上好ねて
は於謙乃るまあと御教あま丈夫家中に好しかれ布

抱の見物申しのなりはてといへはさそもさま律よきさま文をも
其外に業をも申さんと　仰られつるやさまかをかる八皆
数ふも知らぬ人々なり是より御か者人々も
将軍の御家人ともうけ玉はりしも御出世もおほしとある乃
肥後守殿と申す今は　将軍家のすゝめにしたかひ御出世
とらけ給はり事はつくる此地を領しまつしくやすらせ給
かる者いかにしつ乃わきまへぬいやしき者なれは兄弟の志に
しこその事は人のあつかひ明らかにいかの邪もはよれ人を

情ありて有事にはいはや奈いひしよ　御家の急をとり
持ん事しさせ玉ひて御供の人々をもきつと御覧しいかさまに
せし　上様ふもとや還御なしせ玉ふ道すからふ人とて
御ともおほくあはれなる人々は御備の情にて足体めさせ給はるとて
条々免されてわかぬこゝろたしらる程過て御供の人々もしかり
来り　上様を以て成らせられけしか共関東に絶ゑて
の備を　上様の御子を都にて御供の人々としてに今は
是より御体にはわかきといふ文をもちて　上様ふ字御忠とも

いそかはしきゆゑのたましひのなかる罪にやかゝる
一月斗り経てつゐに足立かたく人の道ゆるかせにもせ
消えはてなく正之朝臣か代地を附て山形の城余くせられ
もとより目黒の寺にありて末となく地なと附させ給ひしこ之
此時代よりて御摩精し事よせられ希しきりのくらもひ
號きのみすかと見えし光しめくつをわかたさせのやうにいく
は営中にありて政の時は任ま傳るひとし人の子息の
いましを継らけありき

一 大猷院様御幼稚にて御かゐの時御かゝへにて居させ給ひ御傍に居りたる人〻かはし
中上りへとも御草履とり申し人〻とも御取して合薬は其雑用をす
御供の者草履を出しけるか人〻もちよと御いふてまゐらせ為らは
いか後御叱しの次手に先ほと御佛殿にまゐり水戸殿御履を
直させられけるか時其後にて為らは此事の後に御座を
ける中山備前守御笑ひ給ひし大猷の御心を親成にて中納言殿
まるまるあり此中より御幼稚のまゝにて歴ての事せさせられ
なりて御挨拶にも為給ふと　上意形刑

一 大猷院様御代堀田加賀守殿かつりしか武州御鷹野ニ
出まいらし御供かうり御宇色乃御まり御鷹道を添られ
御先へ出まきまもく御用之節ニ有之れハ踊ニ急き参られ
馬を馳せし年ふる代御覧しして御機嫌損し何御用もなく
上意ニ上の御恐意にてはり應ニ忠節の子孫とも御供ニ
中を馬まて乞る事不届千万思召ニて三日遠慮いたし
候もしは譜代の面々雑言と存候由

一 大猷院様或月の十八日浅草辺に 御成で被抱乃由並て
被 作出候処ニ観音縁日ニつき参詣の者の群りたる
在しとて被抱御延引被成御機嫌の至あり

一 大猷院殿大追御上覧有之畢りし還御の砌御殿出御二三町
被成御座候処ニ江戸の方火事と申候甚だ被為呼候ニ江戸
の方へ之還御成ハく王子の宮乃方へ御輿を在せ之旨
上意ニて十町あまり参被為成候内火事消え御供の面
中上候と江戸の方へ御輿を返し在之旨 上意ニて参り申
還御よく火故王子御殿の辺騒動も相止申候由

一 大猷院様御寝ニ之の也ニ成られ候て秋冬ニ至りて右方ニハ御まるへ
をと被為露座の上にハをと御直ニ御ゆび被抜く其段御中間ニ金物と
云ても覚成者ハ存のかい御ねつミにして
御膝已下の座略の段を見せ之被為て其枝手を御ゆび被抜
しニ必其節ハ御差不立　出御ニ御志と孫左の也ニ申置候
金物ニ去座ニ被為並一時も御吐抜え御る御ハ度候之と
之ともに終日御中間にかくをも御座敷へ上り候ニかし　如此ニ
法の正しき御る事不可勝計

一 大猷院様御代ニ其諸事治之ある事ニ不こ及候諸大名をも被召
連候て安宅之御船被出山の時何とも諸大名衆船のこと申付
様ある御事ニ不及候安宅ニ候
大猷院様大猷公を御指被召候て陸奥守政宗ニ是之ニ
ミこ呑可申由ニて被下候御盃を小出織部守政宗ニ
一杯下さて申と　上意ありて政宗能有とて頂戴
三盃被下御茶を被立候いんと被仕出し甚土器是ハとかく
いや御句拵も不及候と申立候由候いや、土器出し織部守

取て参れと　上意有り其時越中守へ土器を渡せ
御取上け被遊候時越中守へ一つ申せと政宗申候へハ越中守
辞退仕候へハ夫か無礼なる乱酒にあらすして主様にも依怙
をせぬものそと申候へハ然る処終に不被申候時政宗脇
指を抜捨て御銚子を充され直りて高声にて
申上候ハ官位をいへハ三位中納言奥州六十万石乃
大名の政宗にて候　上様にも始め可有御座候業代
五御覚へに候二つ一つのとら右上候由申上け候て土器にて二ツ被

右上ハ色々礼直り政宗にハ夫より諸大名乱酒に罷成
申候頃の舞に成り水戸殿ハ能上手にて自然居士抔
御舞被遊候ハとりわけ新太郎舞にて申候由にて新太郎舞
被申候今ハ出雲守仁王の真似を被召候毛利長門守殿ハ肥
満なる人にて法度候程大悪舞を被召候へハ殊の外
不調法にて皆まて舞被成不被申候独活候由
私在所にて須古踊と申御座候よし申上須古踊をとらし
申候を何も二一く笑たなりかぶ新太郎御笑

出しゝ申出へ共て一同に大笑ひて殊の外御機嫌能出来今
何も不残順の舞御座なし

一 大猷院様御代に御鷹狩之節せられし時も御船中
にて水主党役あるとき死しけりて御歩行頭の人おそらく竜
御船の中へ物ゆへこのしあるを何事ぞと尊様まいらし
にかくとや高恐れせし者共あまされもしておそらく御武
士の出るなどを得ぬるなりと 御にて渡御船に
新向井将監が御船にて候るを召し出されて殊に常に

このふるまひある先にて仕舞戒しめ先大にめでたくやしく者の
始まで斯かくすれ共行しなるへし然る罪にて候て仕舞余
乃舟を晦へしとて其のにて御船に居るの人に隔彼なりし
人皆何の御不審なくて事止隔なり

一 同し御代に行けれ九出来て物を御家物とて出ましり
折人々か御湯出られしに井伊掃部頭と某と堂の論
ありて物いひしまて出来しに御船の内にてのしかつてしまりて
其後上に召し出され也の其御頭勉免して常中も某

多く出めぐし御手つゝのゝお出させ玉ひしに人々これをみき
いにの味なりやと物語もせぬうちの逆居しに御使玉りて
今日ハ酒のさかなもの酒ニ入の候ゆる由へ御
作おさめありしとて是清るまぬ

一 同し御時誰か御小性衆御當番にて遅滞しけるを御尋ありて急病
在よし申候さうハ其證拠に御せよと仰あるしに證拠出入
し來りふ時板倉防州の御奉行なる由しく證拠あるへく候
先生くに言上しはきへと申切る其所へ雑一出頭出て申由迚

御前出ゝ時何某也　其の時其々京へ立参られしと
申せしにのゝ旨聴みしは也　城をしたわりし
御ゝ　作ゝわするな溜しあり

一 北條安房守國廻りして帰て御目見の時
大猷院様御意に今度廻りし國ゝ何方に嵐多きや
房州御請に上州嵐多ゆと覚候ハ其故ハ松原を上州
より嵐の吹われ御ゝ申候

一 寛永十二年月日江戸騒動地震せしに

大猷院様御庭前を　出御なさしませしや宮のうち
外面に出んと各ためらひ出居つる者共聞及びわ早々
御感あらせられ当時ならは日本恩賜の地たまはり
並べて若道殿に於て非常の徒を起りたらは彼を制
しまさん御用に立んと思召ずに地震なとに命なたり
一命を捨んとしける勇士の志ある所に取りきるゝ向後地
震の時も老若親疎をいはず早速出るら〳〵しける
甘ゐるを省き益なき死をいたしなれ共弥武道とも法

立有御し子孫も同罪におよはしまさんとありけ然しるに
城中御殿の数多くして地震の時出る様人々取ること異る
もやはらずかし亦も御遠慮抱はされ大なる乱
御殿を二日三日の内に出来たり元居申し有ら　御出しこれ

一　大猷院様御代或時御城中出御ましまし御沙汰有之候に御庭中
の災小ゟ故甚服法様子〳〵中上ら〳〵見城中に乱入ありし
物と法思召法異是上ケ者へ和し法起ら抱者子〳〵其の間々
簗上ケ只今何事も消ゆ間静り可申旨申上者は実

の出生ニ就つき之有りし一つの次第ニ而近く被成候ハヾ宜て
御知せこの中上兆しち御なき御案内ありかゆへニ而御出生の文
如何の次第ニ候哉 二月前ニ御存ニ拾出て上野の南光坊へ中
根を彼ニ而を以て御祈祷ニ　御意ニ而南光坊中根ニ達せ是
を御請ニてハ世之其方へ物語ニなる間居帰出候可申候
只今　若君様御誕生の御祈祷仕を居在候処ニ付
出生の御祈祷知らするやと申　物念二ツ小を用意かたく
於二ツニち成なては丹誅さゝり申すなり是えを一方をもって

申すなては未中さ候　御墓成出生出ても御建成
於坂ニ其方の義ニ而三下ニ　若君様無しゆては
安危し訴係ニて於二ツ煙童を考へ　出生の御祈祷ハ
手前ニ而居来候る翁積院ニ　御付而へこ仰申而是へも
を成御返答ニて於かしさしそ坊主ニて於英を御家
に入ゆも道理ニ存ずるとゆ申すなり　小於

一　大猷院様御小納戸山本半九郎といふ御居ニ飽乃
ゆりたりをを掴ニて御とゝ世話くて入るをつけ居る山本

退出乃後に東ハく武人か新館内庭にゆりしを見た細まて
知らせ置てけり明日平九郎出仕せるきの人乃館をいかなと
作れる頭から聞くて我とせも安くしも似たるもの覚かるこえて
知らせ置きし館を出しける見せてけりしかは平九郎
面の色変しける思れぬ折節　御前に堀田
加賀守杉本伊与守侍りて悪しこの中なるもこの不る倦りを
申上なる事一罪悪の汝を罪に行る人しと二人とも
に申し汝皆物を案する事あらは直に色に作るは加賀と

伊与ハ悪のるかなり今平九郎か申せしは胸より出て
出つる言葉なり只まも思おしけるを覚思て隔もなく
に是ハきつの人に笑ひに入て持せなりし我道まて笑ひ持
者の何なる利をこ笑ひと審たんとを引も離し館をふ
ごしたるに館を本の所へ帰ることのなれんせのて庭に
帰り来ておしくきの小路し母の人に尋しまとや
迷したりにも云かるしいつのる覚つらなしとて
よひしなる所しいとう立ち出せしる事にも何ら汝たく

其ゆへに右体之差支ありこの趣說ニ候得共尊儀之道
へし未　作去わつかに二人ともなかく乱れぬると
申はて時ニ大学も勝ニ而刀を持て居られしニの覚
も強きをあつこのしくれ居られしと主候而物語之

一 大猷院様御時、永井某氏（人名失念）ニ而近習ニ而名く於御中余り
久敷儀ニ付故押て出候申候処　御覧ニ加申て先方ヘ
色いてを悪敷者中々勤かね申候間先づ引せ毎り
者ニて遠慮ニ而能く養生致候へと御意有し

上意よく堀田加賀守御側ニ居られ申有之のよしきゝ
上意ニ付早速居帰養生仕候へ共段中濃完致しまし
五十日も過て其後又出きりと申候ニて出候処御側へ御
呼被成何事ニ今朝の御服ハ何様ニ貰候と御尋被成
候へハ志この私不存候旨申候へとしハ何様仕候と御尋
被成候処まつ不存旨申候是ハ腐のかけれは何様致候や
と御尋被成候時是ハ不存旨申候其時御気色悪
敷被為成不心得成者ニてこの道ニ甚とも只今に至ハ尊

らも好ミを不致もの近習ニ安藝守に尋候て其方ニ
酒よ候る事ニ付御ハかやう様之事を葉ニ付てハ大概存知
罷候て相尋申時ハ其ニて申上候様易く心得て申候ニ付処
被召出候事ニ不及候を勤仕ニ候へく候ニ付只之ニ付間百日え
かへ引込居候内幸ニのかう乃下の事文ニ掛候て取遣合右
ニ候事ハ不存御ニ相勤させ候て謹あるへく候
御意ニ御座候事ニ付毎日物價の事文を聞へ申せて居
出候様大抵ニ御見聞り候ニ付後ハ御尋も不被抑候

御代衆以後世人之書頭ニ成候申其後隠居ニて毎朝
茶の直服ニ豆腐の一寸乃直服を尋させ候申候
子息ほしき人皆ニ宮番ニ被成ニ付成候ニ付有之をて
右のるよふニ申候せ後病死の前日子息其外一族中ニ
候申候ハ家来共ニ申合不寄番ニて御存候申ニ至極果候ニて右の
物語ニ致候只今何の益も無之事候其時ハ一所ニ残し
事ニ迷惑ニ存候へ一生忘も申間敷と存候て此世のよし
ともは乃くのる事常ニ御心掛なし候る事世一ニてお知己

中山合別の節ニ付御座候

一 大猷院様御幕下（幸附竹千代君）駿河大納言様（幸附国松君）御兄弟方御
国道ニて江戸京極の辺ニて於鷲古返しを出石禅寺
橋の上を通りこの里　家様ニ一段の出世ニ成御互ニ
是ニて相見仕る迄通りわかるとなん

一 大猷院様御代ニ成りかてより碁盤を伊丹順斎ニ御習
被遊候由

一 大猷院様上意ニ瀧を好りたる病ふなり何芸ニても好るを

第一とするなりとふてちよつと落る處又有り其あとにても
落ちも居るものなりと云　仰ハ永井出羽守申上候を
見し　御前の御瀧落も居きハ是乃御好ハ成ゆへと申上候
何ふなる落もそこと　上意なり
権現様御佐物の御着のきく瀬ふても落上りてハ生まし
御瀧落可申節ハ中上候御最乃煙口故兎角の
上意なこの事し来也り

一 厳有院様　将軍宣下有て直ニ内大臣の宣命を拾らせ

主ハ甚だ天守へ　御成の時を目鏡を差上て四方残
御覧被遊殊之外御感ありて上りたる事一向ニ御挨拶なし　去
之段ニ及ひ云上申たる時ハ　御出遊されハ何と思ひ
かくさ申上る様御ありもいへとも　将軍大臣ニ
任したる一段天守ハ月鏡を以て見下したるハ
将軍ノ首毎日天守矢倉へ上りて江戸中の模様をミ
申候様ニいかにて諸人苦ミいの事ぞや　文公御在世乃
時ならハ被申たる切比く人ゆるまて厳しく今ニ

任官して後ハ有まじき事と思召故被仰いへとも於て
なり迄し申上る事不及ありて置てさを可噂と
御旨わかりたに各出し候て事有りし然之
一 厳有院様　竹千代君と申ニハ乃御宗於捉下にて
の間ニ出して何程もお寄山王祭礼の真似を仕ふ
まつる時かく見事之通甚だ六按察車山て寛仰ありし候
次ニ同公也しよりた右より車之通り座敷ニ山王の際まてあれ
ハ世祭乃元気車を通て其仕る所にて早く車を通山王

祭の志例　上覧相済也。追くゝ二三度云上ニ及ひける
且半之通御心ハ迷惑ニ存る体を　御覧ましく
今ハ猶立との　上意ニて通則退出をさせられし人
の迷惑せるさま八、家面白れとても傍ましくおもしろく
いふおけ小体にゐるさ小半之通りて竟に実加仕合せ
涙を流しあるとこのや

一 常憲院様ニて、神田御祭礼御庶しましし時
公方様の御機嫌毎日伺ひける其人の往来に麻上下を着
着有て越しまするして右使用ハ御上段
をも上へ上る下の方ニしゝ右之衆を越のせ申し上る毎
日遠ミまれし且献上乃御菓子以下何によらず御上ヶ
无之必役人御目通りにして調進しける
御本丸ニても表御殿の間　出御の節ハ御上下をを
白洲退出の後も常乃御居間へ入せ玉ひ諸大名の席
帳御構本ニ限帳常にてさせて　御覧し御覚被
相ある其様ニ沉論之しきの御当代小成なる事も其にかける

我の身ろ望しかこのや

一 文昭院様ハ不例おはしませ玉ふ庭まつの日志らる庭々人々大
きしくまはらて法後の法事 御遺志し後近く召
穀のさられし人を悉く召出されて其後の賞をも慰免
玉ふ此時年頃近く侍ふ出しハ野といふ人の召に
されてけん後に出ませ給ひしと思ふふも似ぬ心覚えのすの
この那人の死あん何となる庭まうと御広めし東と
過をとらて仁をもとるといふ之詞人かくいつしも義いま

ゆへ隔りまして此時よの為ませ玉ひてつく
御広玉ひし孝宣之有英をふてと称ちはし侍し
勢勝

昌平坂

元治乙丑

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan